

【認知症加算，認知症専門ケア加算について】

●認知症加算

概要

認知症高齢者であっても、住み慣れた地域での在宅生活が継続できるように、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上に該当する者を積極的に受け入れるための体制を整えている通所介護事業所を評価する。(H27～)
(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者を受け入れた場合、当該利用者に対して加算)

加算

60単位／日

算定要件

- ・指定基準に規定する介護職員又は看護職員に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2名以上確保していること。
- ・前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の閉める割合が20%以上であること。
- ・指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護実践者研修等を修了した者を1名以上確保していること。

●認知症専門ケア加算

概要

認知症高齢者の増加に対する評価や、積極的な受け入れを促進する観点から、他のサービス(介護福祉施設サービス、認知症対応型共同生活介護)において認知症高齢者への対応に係る加算制度が設けられていることにかんがみて、特定施設入居者生活介護においても、認知症専門ケア加算の対象となっている。

加算

(Ⅰ) 3単位／日 (Ⅱ) 4単位／日

算定要件

- (Ⅰ)について
- ・利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の入居者(以下、対象者という)の割合が50%以上であること。
 - ・対象者が20人未満の場合は、認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置していること。
 - ・対象者が20人以上の場合は、対象者が10人増えるごとに、認知症介護実践リーダー研修修了者を1名ずつ増やしていること。
- (Ⅱ)について
- ・(Ⅰ)の要件を満たし、かつ認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置していること。
 - ・介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施していること。

認知症介護実践者等養成研修フロー図

基礎研修…(28年度新設)
 ・介護保険サービス施設・事業所等の介護従事者として認知症の基礎的な知識の習得が必要な者、介護保険サービス施設・事業所やサービス付高齢者向け住宅等で定期的に認知症の方の支援に携わる者
 (講義・演習 6時間)
 対象 100人 × 1回

実践者研修 ←認知症介護実践リーダー研修を受講するための必須研修
 ・グループホーム、小規模多機能型の計画作成担当者及び認知症対応型サービスの管理者 …(基礎研修として受講義務)
 ・介護保険施設等の介護職員 (講義・演習6日+実習10日 計16日間)
 対象 100人 × 3回

